

19世紀の中・東部ジャワにおける焼畑耕作

おお き あきら
大 木 昌

問題の所在

- I 焼畑に対する偏見・誤解・抑圧
 - II 19世紀初頭の焼畑
 - III 強制栽培制度と焼畑
 - IV 強制栽培制度以降の焼畑
 - V 焼畑稲作の方法
- 結 語

問題の所在

本稿の主たる目的は、19世紀初頭から20世紀初頭までの中・東部ジャワにおける焼畑事情の変遷を検討することにある(注1)。ここで「焼畑事情」とは、焼畑それ自体だけでなく焼畑が行なわれた歴史的環境をも含んでいる。したがって本稿は、農業史と同時に、焼畑耕作を中心とした社会経済史としても企図されている。インドネシアのなかでもジャワ島以外の地域では現在も焼畑は重要な農業形態であるし、ジャワにおいても西ジャワでは最近まで焼畑が活発に行なわれていた。したがってこれら地域の焼畑については比較的よく知られている(注2)。しかし、中・東部ジャワの焼畑については過去の記録や研究は少ないし、現在それを直接に観察することも困難である。実際、今日の中・東部ジャワからは人口過密と集約的農業ばかりが強く印象づけられ、そこに粗放的な焼畑耕作を想起することは困難である。このためわれわれは、この地域があたかも古くから水田中心の集約的農業地域であったかのごとく考えがちであるが、この地域でも水田稲作が支配的となったのは

せいぜい19世紀中葉以降であったことを忘れてはならない(注3)。

ところで、東南アジアの焼畑を包括的に研究したスペンサー(J. E. Spencer)(注4)、もインドネシアの焼畑を研究したペルツァー(K. J. Peltzer)(注5)も、ジャワの焼畑には触れていない。もっとも、これらの研究者は最近の焼畑事情を対象としているため、彼らが中・東部ジャワの焼畑に触れていないことは理解できる。しかし、この地域でも焼畑が行なわれていたはずの1860年代末頃のオランダ側の記録にさえ、焼畑の記述はほとんど見当たらない。たとえば、1868年から69年にかけて行なわれた大規模な「土地権調査」は水田、常畑、庭園など課税対象となる土地については詳しく述べているが、焼畑には直接触れていない(注6)。かかる資料状況を反映して、中・東部ジャワの農業史や農村社会史の研究はほとんど水田稲作と常畑での農業を前提としており、焼畑を無視してきた。この地域の焼畑については資料の制約が大きく、不明な点のほうが多いが、あえてこの問題を取り上げた筆者の意図は以下のごとくである。

第1に、筆者は中・東部ジャワの稲作史に強い関心を持っており、一貫した稲作史を理解するためには焼畑段階の稲作(農業)事情を知っておくことが不可欠であると考え。第2に、ジャワ史においては、水田稲作こそが社会や文化を支えてきた、いわば「正史」を構成する主流要素であり、焼畑はせいぜい「裏面史」を構成する傍流ないし

は例外的要素にすぎないと見なされてきた。しかし、もし焼畑がジャワ史のある段階まで一定の重要性を有していたことが確認されるならば、水田稲作を暗黙の前提としてきた従来のジャワ史やジャワ村落の歴史的な性格などに関する諸概念などは将来再検討される必要が生ずるであろう(注7)。そのためにも、焼畑の歴史的展開(衰退)過程を明らかにしておく必要があると考える。第3に、インドネシアを含む東南アジアには、現在でも焼畑耕作を行なっている地域が多数ある。従来ほとんど研究されてこなかった中・東部ジャワの焼畑を記述しておくことは、他の地域における焼畑との比較をするうえで意義がある。この場合、農学的に見た焼畑の比較だけでなく、筆者にとっては社会経済史的視点からみた焼畑事情(とりわけ衰退)過程の相互比較のほうに、より大きな関心がある。すなわち、中・東部ジャワにおける焼畑の衰退は、人口増加の結果であっただけでなく、本稿で検討されるように、上級権力による土地利用の制限や焼畑に対する偏見や抑圧をふくむ、政治経済的過程の結果でもあった。現在焼畑が行なわれている地域で、将来その焼畑がいかなる過程をたどるかは分からないが、今日ではほぼ消滅してしまった中・東部ジャワの事例は、これを考える場合参考になろう。

本稿の対象期間を19世紀初頭から20世紀初頭に限定した理由は、19世紀初頭以前については資料が得られないためであり、20世紀初頭以降については中・東部ジャワの焼畑が著しく衰退してしまい、問題の検討そのものが困難となるからである。本稿の記述において、中・東部ジャワという言葉は地理的概念として用いられるが、資料の制約のため、パスルアン(Pasuruan)以東の、いわゆる東端部は含まない。以上に述べた本稿の狙いを

念頭に置いて、まず焼畑に対する誤解・偏見・抑圧について簡単に見ておこう。

(注1) 本稿は、拙稿「ジャワ稲作史序説——ジャワ史における農民の移動と伝統稲作——」(『南方文化』第13号 1986年11月) 1~45ページに続く論文として位置づけられるので、本稿とあわせて読んでいただければ幸いである。

(注2) Kools, J. F., *Hoema's, Hoemablokken en Boschreserves in de Residentie Banten*, ワーヘニンゲン, H. Veenman & Zonen, 1935年を参照。

(注3) Geertz, Clifford, *Agricultural Involvement: The Processes of Ecological Change in Indonesia*, 第6版, バークレイ, University of California Press, 1974年, 34ページ。

(注4) Spencer, J. E., *Shifting Cultivation in Southeast Asia*, バークレイ, University of California Press, 1974年。

(注5) Peltzer, Karl, "Swidden Cultivation in Southeast Asia: Historical, Ecological, and Economic Perspectives," P. Kunstadter; E. C. Chapman; Sanga Sabarsi 編, *Farmers in the Forest: Economic Development and Marginal Agriculture in Northern Thailand*, ホノルル, East West Center, 1978年, 275ページ。

(注6) Bergsma, W. B., *Eindresumé van het bij Gouvernements Besluit dd. 10 Juni 1867 No. 2 bevolen Onderzoek naar de Rechten van den Inlander op Java en Madoera*, 全3巻, バタビア, Ernst, 1876~96年。

(注7) たとえばジャワ村落の性格を考えてみよう。水稲耕作を前提とした従来の議論では、水および水路の共同管理を中心に共同体的性格が強調されてきたが、焼畑(陸稲)の場合、かかる面での共同体的結合への契機はない。土地制度についても、焼畑の場合、共同体的規制がある程度あったにしても、多量の労働投下を要する水田の場合よりかなり弱いと思われる。さらに、焼畑が住居の移動をともなった場合、村民間の社会的結合も水田社会より弱いと考えられる。

I 焼畑に対する偏見・誤解・抑圧

すでに触れたスペンサーは、焼畑に対する批判

的風潮に関連して、やや皮肉を込めて、「焼畑耕作から生ずる破壊と浪費に対して憂慮、心痛、そして恐怖さえも表明することが各分野の人々の間で流行している」(注1)と述べている。ここで「破壊と浪費」とは一般に、焼畑に伴う森林および水源の破壊、したがって、自然資源の浪費を指す。加えて、低い生産性、貧困、低い人口扶養能力も焼畑の問題点としてしばしば指摘される(注2)。たとえば、北タイの焼畑地域を調査したクンスタッテル (Peter Kunstadter) とチャップマン (E. C. Chapman) は、当地域の焼畑に関連する社会経済問題として、(1)継続的な人口増加から生ずる(土地不足の)問題、(2)限界的農業(焼畑)地域と他の地域との社会経済的不平等、(3)単位面積当りの低い生産性、(4)土壌、水源、森林保護上の問題、以上4点を指摘している(注3)。スペンサー自身も焼畑の問題点については熟知しており、かかる問題点を指摘することが不適切であるといっているわけではない。彼が揶揄しているのは、焼畑と聞けば恐怖さえも表明する人々が、アプリオリに焼畑を罪悪視する一方、焼畑民が直面している経済問題に無理解なことである(注4)。

まず焼畑と自然破壊との関係から検討してみよう。焼畑は長期的サイクルでの土地利用方法である。この際、もし土地が十分にあれば、焼畑は熱帯環境に適合した農業であり、生態環境を維持するだけでなく、スペンサーによれば、それに対して再生的 (constructive) な作用を及ぼすことさえある(注5)。

次に、焼畑の低い生産性、という問題を考えてみよう。農業の生産性を議論するとき、暗黙のうちに、人口に対して土地が少ない、したがって労働力よりも土地のほうが稀少資源である状況を前提とすることが多い。このため、単位面積当りの

生産性だけが問題にされがちである。しかし、ある地域の、歴史のある段階において、土地が十分にある(土地よりも労働のほうが稀少資源である)状況を想定すれば、単位労働当りの生産性こそが農民にとって重要となる。そこで、焼畑耕作における単位労働当りの生産性が集約農業のそれと比べて必ずしも低くない事例を二つ挙げておこう。

一つは、1919年に西スマトラ州アイル・バンギス (Air Bangis) 地方で行なわれた焼畑稲作の生産性に関する調査結果である。この調査によれば、1^ぼ (1 bou は約0.71^{ヘクタール})の焼畑を耕作する労働日数は80日(伐採25日、焼却45日、穴開けおよび播種6日、除草4日)であった。これに対して、この地方で上記の焼畑と同じ収量(この数値は示されていない)をあげる水田1^ぼに投下される労働日数は95日であった。したがって、1日当りの労働生産性を比較すると、水田耕作より焼畑耕作の方が19^{パーセント}高かったことになる。もっとも、使用される土地によって焼畑の生産性は大きく左右されるので、この一例をもって焼畑の優位性を結論することはできない。当時、同じく西スマトラ州のオフィール (Ophir) 地方における焼畑の場合、最も地味の貧しい土地で1^{ヘクタール}当たり500^担、肥沃な土地で3500^担(いずれも脱穀した籾米=gabah)の収量であった。夫婦と子供2人の4人家族で、当時米の年間平均消費量が12^{ピクル} (pikul)、約740^担であったと推定され、このためには1^ぼの焼畑があれば十分であった。そしてオフィールのように人口の少ない地域では、毎年1^ぼの焼畑を1家族で開いていくことは十分に可能であった。土地の肥沃度が場所によって異なるにしても、上記の例は、焼畑が必ずしも生産性の低い農業であるとは限らないことを示している(注6)。

二つは、ドーブ (Michael R. Dove) が1970年代

末に調査した、カリマンタン(Kalimantan)のクントゥ(Kuntu)地区における焼畑稲作とジャワの水田稲作との比較である。面積当りの生産性では焼畑1に対して水田は50であったが、単位労働日当りのそれは焼畑の方が88~276%も高かったという調査結果が出た(註7)。両地域において常に同じ結果が出るとは限らないが、農民にとって焼畑の方が有利な場合もあり得るという事実は確認しておく必要がある。さらに、焼畑耕作に付随して、これを行なう森林から果物、種々の薬草、食用野菜、樹脂、ロタンなど、自家消費にも商品にもなり得る森林産物を採取できる利点もある。森林と共存する限り、農民が直面する経済問題を解決する方法として焼畑はかなり有効な農業形態であると言えよう。

次に、焼畑の抑圧と衰退について述べておこう。焼畑の衰退は一般に、人口増加に伴う土地不足がその主要因であると考えられている。確かに、土地の相対的稀少化は、粗放的農業である焼畑を後退させ、常畑や水田耕作への転換を促進するであろう。しかしここで「土地不足」とは、農民が自由に使える土地の不足である、という点に注意する必要がある。たとえ客観的には土地が十分あったとしても、上級権力がその土地の使用を制限すれば、土地が不足することもある。ジャワの歴史においても、植民地権力は焼畑適地である森林の使用を禁止ないしは制限した。この問題の詳しい検討は別の機会にゆずることにし、ここでは、焼畑にとって特に重要な2、3の点を指摘するに留める。

1874年以前には、中・東部ジャワにおいても焼畑が広範に見られたことはしばしば指摘されてきた(註8)。1874年とは「開墾条例」(Ontginnings Ordonnantie)がジャワに導入された年である。こ

の条例によって住民は、未耕地の開墾に際して政庁から許可を得ることを義務づけられた。しかし、中・東部ジャワでは、開墾の目的が焼畑である場合、政庁はこの申請をほとんど許可しなかった(註9)。したがって、これ以後に中・東部ジャワで見られた焼畑の多くは無許可で行なわれていたものとみなし得る。

「開墾条例」は森林、水源、土壌の保護を主たる目的としていたが、それだけではない。周知のごとく政庁は、ヨーロッパ人農園企業に安価な土地を提供するために、1870年の「国有地宣言」をはじめ種々の土地立法により、広大な森林や荒蕪地を政庁の管理下に置いた。そこで、森林や荒蕪地の使用において農園企業と競合する焼畑を規制する必要があった(註10)。この問題と同時に、「開墾条例」と政庁の林政との関係にも留意すべきである。オランダは17紀以来ジャワのチーク材を利用・売却してきたが(註11)、「開墾条例」と同じ年の1874年にはジャワ、マドゥラ島に対する「森林管理と利用規定」(Reglement voor het Beheer en de Exploitatie)が導入され、チーク林の保護・育成のため、チーク林の区域が設定された。これ以後、チーク林以外の森林も保護林として住民の利用が制限ないし禁止されるようになった(註12)。これら一連の法的措置が焼畑に大きな打撃を与えたことは言うまでもない。なお、政庁にとって焼畑は、森林破壊と同時に租税徴収との関連でも敵視された。すなわち、政庁は個々の焼畑地について面積の測定も耕地としての登録も行なっていなかったため、焼畑地は事実上土地租の徴収から逃れていたのである(註13)。以上の説明から明らかなように、焼畑は、植民地権力により抑圧され敵視されたのである。

次節以降の焼畑に関する歴史的記述に入るまえ

に、用語の説明をしておきたい。焼畑とは、森林や荒蕪地を焼き、その灰と土地が元来保有している養分とを利用する農法で、施肥も抜根もしない。農民は、一つの場所を2～3年使用した後一定期間放置し、地味が自然に回復するのを待つ。こうして、農民は耕地を次々と移動させるのであるが、この際、耕地だけでなく住居の移動を伴うこともある。焼畑と似た農業に長・短期休閑作がある。これは、数年間の耕作の後、耕地を休閑地として放置しておいたり、再耕作に際してしばしば火入れをすることなどは焼畑と似ているが、木や草の根を取り除き、除草してその草を肥料として用いることも珍しくない、などの点で焼畑とは異なる^(注14)。また、この耕作方法では農民は移動せず、同一耕地を耕作と休閑とを繰り返す使用する。したがってこれは焼畑から常畑への過渡的形態といえよう。資料には焼畑の周期や住居移動の有無について必ずしも記されていないが、一応以上の点を念頭に置いて、以下に19世紀初頭以降の焼畑事情を説明しよう。

(注1) Spencer, 前掲書, 3ページ。

(注2) Geertz, 前掲書, 15～16ページ。

(注3) Kunstadter, P.; E. C. Chapman, "Problems of Shifting Cultivation and Economic Development in North Thailand," Kunstadter 他編, 前掲書所収, 3ページ。

(注4) Spencer, 前掲書, 3ページ。

(注5) 同上および Geertz, 前掲書, 16ページ。

(注6) Hagereis, B. J., "Landbouw," *Landbouw*, 第6巻, 1930～31年, 51～52ページ。

(注7) Dove, Michael R., "The Agricultural Mythology of the Javanese and the Political Economy of Indonesia," *Indonesia*, 第39号, 1985年4月, 5～6ページ。

(注8) Veth, P. J., *Java: Geographisch, Ethnographisch, Historisch*, 第4巻, ハールレム, De Erven F. Bohn, 1907年, 492ページ/Verwijk, J.,

"De Gagabouw voor de Afkondig van de Ontginnings-Ordonnantie," *Tijdschrift voor het Binnenlandsch Bestuur* (以下, T. B. B. と略す), 第1巻, 1887年, 191ページ。

(注9) Kools, 前掲書, 42ページ。

(注10) 開墾条例の内容および国有地宣言との関係については、同上書 41～43ページを参照。

(注11) Zwart, W., "De Houthandel van en op Java tijdens de Compagnie," *Koloniale Studiën*, 第9号, 1939年, 26～52ページ。

(注12) *Encyclopaedie van Nederlandsch Indië*, 第4巻, ハーグ, Martinus Nijhoff, 1917年, 385～392ページ。なお、実際にグスン・キドゥル(Gunung Kidul) 台地の周辺でチーク林の造成が行なわれたとき、そこで焼畑を行っていた農民の一部は焼畑ができなくなったためこの台地に移住し、その後は定着したようである。高谷好一『東南アジアの自然と土地利用』(東南アジア選書1) 東京 勁草書房 1985年 169ページ。

(注13) Deventer, S. van, *Bijdragen tot de Kennis van het Landelijk Stelsel op Java*, 第3巻, ザルト・ボメル, Joh. Noman en Zoon, 1868年, 298ページ。あるオランダ人官吏は、焼畑に対してせめて常畑並みの地租を課すべきである、と述べている。ここで「地租」とは、オランダ語の"land rente"の訳語である。イギリス統治時代、土地は国家に属し農民はそれを借りている、という建前から、土地の生産物に対する租税は「地代」(land rent)と呼ばれた。オランダもこの言葉を引き継いだ。それはイギリス統治時代のように、農民が国家から土地を借りている、という建前に基づいていたのではなく、実質的には宗主権に基づく、土地の生産物に対する租税、すなわち「地租」を指した。本稿の以下の記述において、地租はオランダ時代、地代はイギリス時代の租税、という使い分けをする。

(注14) これらの区別についての農学的説明は、高谷 前掲書 30～31, 156～158ページを参照。

II 19世紀初頭の焼畑

中・東部ジャワの焼畑はガガ(gaga, pegaganあるいは gogo)と呼ばれ、焼畑稲作および焼畑で作

られた米はパディ・ガガ (padi gaga) と呼ばれる。しかし20世紀初頭には、ガガとは、特にことわらない限り陸稲一般を指すようになっていた^(注1)。かかる意味内容の変化がいつごろからいかなる理由で生じたかは正確には分からないが、筆者の印象では19世紀末から20世紀初頭にかけて、焼畑の衰退とともに生じたものと思われる。

さて、19世紀以前の焼畑に関する詳しい内容についてはほとんど分からない。ヒンドゥー期の碑文に登場する言葉からその存在がわずかに確認できる程度である。たとえば、マラン (Malan) 近くのンガベアン (Ngabean) 碑文 (西暦879年) には耕地として水田 (sawah) と畑 (tagal) は登場するが、ガガは記録されていない^(注2)。しかし、シドアルジョ (Sidoarjo) 地方のクラゲン (Kelagen) 出土の碑文 (西暦1037年) には、水田、畑の他にガガが記録されている^(注3)。

碑文資料からの推測を別にすれば焼畑の記述が現われるのは19世紀初頭である。19世紀初頭、オランダ人によって中・東部ジャワの米に関する調査が行なわれ、その報告のなかに焼畑の存在を示唆する記述が見られる。たとえば、デマク (Demak) 地方からの報告によれば、新たに開墾された土地の収穫は開墾当初には比較的よいが、2～3年経つと徐々に減少してしまったという^(注4)。また、山地の稲作地では、開墾したばかりの土地は良い収穫をもたらすが、3年目には全く収穫できなくなってしまった^(注5)。これらの記述には焼畑という言葉こそ使われていないが、開墾後1～3年しか栽培できない耕地とは、焼畑と考えて差しつかえない。特に、後者の山地稲作は焼畑以外考えられない。

ラッフルズ (Stanford Raffles) の統治期に入ると、地代 (land rent) 徴収の目的もあって耕地や

作物について調査をしたが、その中心は水田と常畑にあり、焼畑についての詳しい記述は少ない。それでも、焼畑の存在を当時の記述から確認することはできる。たとえば、『ジャワ史』のなかでラッフルズは、農作業を基準とした季節の分類をした個所で次のように述べている。第1期 (8月か9月) には「葉は木から落ち、植物の成長は中断する。耕地での唯一の労働は草や樹木を焼き、トゥガルまたはガガの準備をすることである」^(注6)。この記述から明らかなように、当時(1810年代前半)焼畑は特別な農業ではなく、かなり一般的な農業であった。そして、乾季がきつい状況から判断して、この記述が中・東部ジャワを対象としたものであることもわかる。彼はトゥガルとガガで栽培される稲を「山地稲」(mountain rice)、水田の稲を「低地稲」(lowland rice) と呼び、両者を人工灌漑の有無によって区別している。使用される稲の品種は同じ (Oriza Stavia Linnaeus) であったが、「山地稲」(pari gaga とも記述される)の方が「低地稲」より色も白く、味もよく、栄養もあると住民の間で高く評価されていた^(注7)。

ラッフルズの一般的記述とは異なり、王侯領西部を旅行したホルスフィールド (T. Horsfield) の地理学的記述 (1816年) は、具体的地名も含めてやや詳しい内容を伝えている。たとえば、インド洋に面したバグレン (Bagelen) 州西部のアヤ (Aya) 付近の丘陵地帯には多数の小村落が散らばっており、住民はゴゴ耕作を行っていた^(注8)。この記述からは、ある程度定着した人々による焼畑耕作が想像される。また、プルウォケルト (Purwokerto) 南東にあるスカレジャ (Sukareja) 付近では丘陵の森が切り開かれ、そこでは「山地稲」と綿が栽培されていた^(注9)。プルウォケルト西方のアジバラ (Ajibarang) では、乾季に山を焼くことが慣行

化しており、町のすぐ近くの山で陸稲と綿の焼畑栽培を行っていた。ただし、当時までにかなり頻繁に火入れを行っていたらしく、森林は消滅し、代わってアラン・アラン(alang-alang。チガヤ科の草)の草地が拡大しつつあった。かかる草地は狩猟場としても利用されていたようである^(注10)。

ジャワ人は古くから、焼畑によって生じた草地を農業以外の目的に利用してきた。この点について、焼畑に批判的であった19世紀末のあるオランダ人官吏がさえ次のような興味深いコメントをしている。

「東モンスーン、すなわち乾季にアラン・アランの原野を焼くことは、古い時代からジャワ人の主要な欠点であった。平地においてアラン・アランの原野を焼くことには幾つかの理由があった。すなわち、土地を開墾し、交通を容易にし、野獣を狩猟し、屋根ふき材や家畜飼料用の葉を再生させ、最後に娯楽のための場所を作る、などの目的があった」^(注11)。

上の引用は、アラン・アランの草地と化した土地を焼くことによって種々の目的に利用することは、古くからジャワ人の生活にしっかりと組み込まれていたことを示唆している。しかし筆者は、ジャワ人が草地の利用を最終目標として焼畑を繰り返していたとは思わない。むしろ、人口増加や何らかの理由によって農民の定着化が進行し、焼畑のサイクルが短期化し、その結果生じた草地を最大限に有効利用していたのであろう。上に述べたアジバランの事例も、このような経過をたどったものと思われる。そして資料の記述から判断する限り、アジバランの農民が火入れの後に木や草の根を取り除いていた様子は全く見られない。この点で、上記の農業は定着農民による短期の焼畑であったと考えられる。もし、土地需要がさらに逼迫すれば、この地域の焼畑が、より集約的な休閑作あるいは常畑へ移行することは十分考えられ

る。

焼畑跡地がたとえ草地化しても、農民にとってそれは必ずしも致命的状況であるとは限らない。むしろ、森林から草地、休閑作地、常畑、さらに条件が整ったとき水田へという変化は、ジャワの農業史において長い間繰り返された過程であろう。ただし、場所によってはアラン・アランの草地が文字どおり、農業的には価値のない不毛の地へ転化してしまうこともある^(注12)。このため、かかる草地は、為政者や外部の観察者により、略奪農業の悪しき結果として見られがちであった。ホルスフィールドは結論として、「焼畑は結局のところ有効である必要であるが、それはしばしば放漫に行なわれる。そして、有用で、その地方の装飾ともなる植物や、植物学者の収集対象として望ましい植物を無差別に破壊してしまう焼畑について嘆いてきた」^(注13)と述べている。これは、当時の植民地としては焼畑に比較的同情的な見解であろう。

ホルスフィールドと同時代のイギリス人、クローファード(John Crawford)は、焼畑に対してかなり否定的な見解をもっていた。彼はジャワの耕地を、(1)焼畑、(2)常畑、(3)天水田、(4)水田、の4種に分け、焼畑について次のように述べている。

「それ(焼畑耕作——引用者)はもちろん、農業における最も未開の初歩的段階を意味する。この耕作方法における労働の浪費、収穫の不安定性は全く明白である。この種の土地は決して地代をもたらさない」^(注14)と。彼の焼畑に対する非難は、その非効率性よりも、焼畑が地代をもたらさない、という点にこそ向けられているようである。さらに興味深いことに、彼は焼畑の自然破壊的な側面には全く触れていない。クローファードは、租税を徴収する植民地官僚の本音を代表しているといえよう。

以上の記述は直接焼畑に触れている記録であるが、焼畑の存在を間接的に知る方法もある。すでに述べたように、アラン・アランの草地は、繰り返し焼畑を行なった結果生ずることが多い。というのも、アラン・アランは根を広く張り、成長も早いので、他の草木が繰り返しの火入れによって繁茂する前に、いち早く地表を覆ってしまうからである。同様のことは、グラガ (glaga) と呼ばれる背の高い草 (Saccharum Spontaneum) についても言える。したがって、これらの草地がある、ということは過去において、あるいはその時点で焼畑が行なわれていたと考えて差し支えない^(注15)。この観点から19世紀初頭の中・東部ジャワをみると、焼畑の分布はさらに広がる。たとえば当時、パスルアンからマランにかけての、平坦部をふくむかなり広い範囲が草地化していたし、山地部ではマランからバトゥ (Batu) にかけて、ディエン (Dien) 高原、スンビン (Sunbing) からシンドロ (Sindoro) にかけての一角がやはり草地化していた^(注16)。

上記のうち、パスルアンからマランにかけての地域は沿岸低地部と、バンゴ (Bango) 川流域の広い谷を含み、そこにはシンガサリ (Singasari)、マランなどヒンドゥー期から栄えた地区がある。後者の谷は、海拔400~500mほどで、決して急峻な山地ではない。ディエン高原は周知のごとく、9世紀頃ヒンドゥー寺院が建立され、古くから開けたところである。かかる状況から判断すると焼畑耕作は低地、丘陵、高地のいずれにおいても行なわれていたことが分かる。ドーブは「低地ジャワは決して焼畑農業に不向きな特性を有しているわけではない。そして、後に結局は灌漑農業に発展した全ての地域においても、ジャワ土着の農業はこの方法であったと思われる」と述べている^(注17)。

泉や谷川の水を利用した水稻耕作も古くからあったと思われるのでドーブの見解を全面的に支持することはできない。しかし、焼畑が低地あるいは平坦地でも古くから存在したことは上の記述からも納得できる。

イギリス統治期中・東部ジャワにおける情報は限られているが、それでも焼畑が例外的ではない程度に存在したことは確認できた。しかも、当時は資料から受ける印象より広範に焼畑が行なわれていたと考えられる。というのも、ラッフルズの推計によれば、当時のジャワ (厳密にどの範囲を含むのかは不明) の面積のうち耕地と呼びうる土地は8分の1にすぎず、残り7分の7は全く無視されているか粗悪に耕作されているにすぎず、人口は少ない状態であったからである^(注18)。ここで「粗悪に耕作されている」(badly cultivated)とは恐らく、焼畑か、長・短期休閑作の状況を指すものと思われる。なお、当時の焼畑耕作に際して農民が移動していたのか否かを資料から確認することはできなかった。

(注1) たとえば Hasselman, C. J., *Algemeen Overzicht van de Uitkomsten van het Welvaart-Onderzoek, gehouden op Java en Madoera in 1904-1905*, ハーグ, Martinus Nijhoff, 1914年, Bijlage B では、「ゴゴ」とは陸稲一般を指し、焼畑の意味は全く含まれていない。

(注2) Brandes, J. L. A.; N. J. Krom, "Oud-Javaansche-Oorkonden," *Verhandelingen van het Bataviaasch Genootschap van Kusten en Wetenschappen* (以下, V. B. G. と略す), 第60巻, 1913年, 14ページ, 碑文 XII。

(注3) 同上論文 134~136ページ 碑文 LXI。

(注4) "Rijstcultuur op Java: vijftig jaren geleden," *Bijdragen tot de Taal-, Land- en Volkenkunde van Nederlandsche Indië uitgegeven door Koninklijk Instituut voor Taal-, Land- en Volkenkunde* (以下, B. K. I. と略す), 第2巻, 1854年,

18ページ。

(注5) 同上論文 25ページ。

(注6) Raffles, Thomas, *The History of Java* (復刻版), 第1巻, クアラルンプール, Oxford University Press, 1978年, 114ページ。

(注7) 同上書 117~118ページ。

(注8) Horsfield, Thomas, "Essay on the Geography, Mineology and Botany of the Territory of the Native Princes of Java," *V. B. G.*, 第8巻, 1816年, 18ページ。

(注9) 同上論文 27ページ。

(注10) 同上論文 29ページ。

(注11) Cordes, J. W. H., "Het Boschgebied op Java's Bergen en Zijn Belang voor de Irrigatie," *Indische Gids*, 第10巻第2号, 1888年, 933~934ページ。

(注12) Dove, 前掲論文, 9~11ページ。

(注13) Horsfield, 前掲論文, 29ページ。

(注14) Crawford, John, *History of the Indian Archipelago* (復刻版), 第1巻, ニューヨーク, M. Kelly, 1967年, 346~347ページ。

(注15) Cordes, 前掲論文, 933ページ/Dove, 前掲論文, 10ページ。

(注16) Zwart, W., "De Boschoppervlakte van Java en Madoera," *Koloniale Studiën*, 第9巻, 1939年, 378ページ。

(注17) Dove, 前掲論文, 14ページ。

(注18) Raffles, 前掲書, 71ページ。

III 強制栽培制度と焼畑

強制栽培制度は1830年代初頭から始まり、50年頃ピークに達した後、70年頃にはほぼ終焉を迎えた。この時期にジャワ社会は大きな変動を経験したが、焼畑にとっても重要な変化が生じた。すなわち、広大な森林が強制栽培制度のために使用され、人口は増加した。このほか焼畑に影響を与えた要因が強制栽培制度期には多数現われた。この期間の焼畑に関するオランダ側の記録は少ないが、これは、焼畑がそれだけまれであったという

よりも、焼畑に対する植民地権力の関心が薄かったことが、これを意図的に無視した結果であると思われる。この点を考慮して、強制栽培制度期の焼畑事情を見てみよう。

1830年代のジャワには、古くから焼畑耕作に使われて、繰り返しの火入れのため草地化した場所が随所に見られたが、当時のジャワはおおむね未開拓であった^(注1)。1834年頃の記録には、ジャワが全体として深い森に覆われ、住民は薪や建築用のチークを十分得ることができたこと、同時に、森林のなかには背の高い草に覆われた草地が点在していたこと、水を得られる場所では水田耕作が行なわれていたこと、などが描かれている^(注2)。1834年頃と言えば、ジャワに強制栽培制度が導入された直後であるが、上の記述から判断すると、当時この制度はまだジャワの自然景観を変えるほどの影響を及ぼしていなかったようである。かかる自然景観は、ラッフルズが1810年代に見たジャワのそれとあまり変わっていなかったと思われる。しかし、強制栽培制度の進展とともに、ジャワの農業環境は急速に変貌を遂げていった。次に、この変貌の様子をみてみよう。

周知のごとく強制栽培制度は、地域や村落によって栽培すべき作物も、導入された時期も異なったので、同制度の影響も決して一様ではなかった。たとえば砂糖きび栽培を義務づけられた地域では、以前は森に覆われていた土地や灌漑されていなかった土地が次々と水田に転換されていった^(注3)。これが可能となったのは、ヨーロッパ人の農園企業が、砂糖きび栽培に必要な水を確保するために水利施設を作ったり^(注4)、政庁が夫役を使って森林の伐開や水利施設の建設を集中的に行なったからであり^(注5)、いずれの場合も農民主導ではなかった。砂糖きびが強制栽培の対象となっ

た地域では、伐開された森林が二度と復活する方向には進行せず、水田耕作を主体とした集約農業用の耕地へ転換されていったのである。したがって、かかる地域では焼畑が衰退の一途をたどることになった。

コーヒー栽培が導入された地域では少し事情が異なっていた。砂糖きび栽培が主として平坦地で、米作と併存しうるような地域に導入されたのに対して、コーヒー栽培は、冷涼な山地で従来あまり利用されてこなかった地域に導入された。またコーヒー栽培地は、その栽培が放棄された後、徐々に常畑に転換される場合もあったが、焼畑耕作に転用されることも珍しくなかった。次に後者の事例を幾つか見てみよう。

マディウン (Madiun) 州のポノロゴ (Ponorogo) 南部の山地 (海拔700~1000m) の約7万竽に及ぶ地域は、かつて常緑の深い森に覆われていた。しかし、1840年頃からコーヒー栽培が政庁によって強制されたため、この「原始林」は次々と切り開かれた^(註6)。この地域の強制栽培は制度的には1870年に廃止されたが、65年頃までには実質的にコーヒーは栽培されなくなっていた^(註7)。そして、付近の農民はコーヒーの栽培跡地を焼畑に利用し、陸稲、カッサバ、トウモロコシ、ジャラック (jarak、ひま、あるいはとうごま) を栽培した。これらの農民は、火入れの後1年か2年間耕作し、その後2~3年その土地を放棄した。こうした焼畑を繰り返すうちに、かつての森林は消え、乾季に落葉する樹木が点在するだけの草地となってしまった。こうした草地は19世紀末に向けて、耕地としてではなく、毎年火入れを行なう牧草地として使われるようになった^(註8)。これは、短い周期で土地を酷使したために地味を消耗させてしまった焼畑の事例である。この事例の場合、農民が移

動しつつ焼畑を行なったのか否かを資料から確認することはできなかったが、少なくとも開墾の当初には農民の移動があったと考えられる。なぜなら、かつては「原始林」であったと表現される7万竽にも及ぶ広大な森林を20年足らずの期間に草地に変えてしまうことは、定着農民による耕作だけの結果であるとは考えられないからである。また、資料に記されていないが、次の事例のように他の地域から農民が入り込んだ可能性もある。

マディウン州の他の地域 (Ngebel, Pulung, Pudak) においても、森林を伐開して造られたコーヒー栽培地が1860年代にはほとんど放棄された。ここでも農民がコーヒーの栽培跡地で焼畑を行なったため、これら地域の森林は19世紀末に向かって急速に、樹木のない不毛の草地 (oro oro) になってしまった^(註9)。この際、近隣の住民だけでなく、ポノロゴ方面からも農民が入植したことが資料から確認できる。この事例から推察すると、上に述べたポノロゴの焼畑民のなかには、焼畑を休閑畑や常畑に転換することなく、新たな森林を求めて移動していた人々が当時はいたようである。筆者は、かかる移動的な農民は、ポノロゴ周辺だけでなく、中・東部ジャワの他の地域にもいたと考える。

以上の他にも、コーヒー栽培跡地が焼畑に転用された事例は幾つか記録されている。たとえばスラバヤ (Surabaya) 州の山地地域であるアルジュナ (Arjuna)、プナンゲンガン (Penanggungan) でも、コーヒー栽培跡地が、陸稲とトウモロコシ栽培を主体とした焼畑に利用された^(註10)。ただし、この事例の場合、農民が定着していたのか移動していたのか、またどの程度の周期で焼畑を営んでいたかなどについては分からない。いずれにせよ、コーヒーの強制栽培制度が、恐らく人口増加

と相まって、従来あまり使用されていなかった森林を農耕地として利用する重要な契機となったこと、その際、まず焼畑耕作もしくは焼畑による開墾が広く行なわれたことは、ほぼ間違いなさそうである。

強制裁培制度は上に述べたような直接的な影響の他に、間接的に焼畑を刺激する結果をももたらした。この制度が最盛期に達した1850年、あるオランダ人監督官は次のような報告を残している。すなわち、村長は栽培義務を遂行させるためにしばしば村民に圧力を加えた。栽培負担が特に重かった村では、村長の命令で耕地のかなり大きな部分が、指定された作物のために犠牲にさせられた。このような村落では食糧の確保も困難になり、村民は森林を切り開いて食糧生産用の耕地を拡大した。この場合、「耕地 (gogo velden) は、時間がないため小さな木は焼かれ、大きな木の切株はそのまま残っている」状態であり、栽培は全く天水依存で収穫は不安定かつ貧弱であったという^(註11)。この記述から、上記の耕作が、抜根をしない、典型的な焼畑であることは明らかである。そして、農民は元の村落に留まったまま焼畑を行なった可能性が強い。強制裁培制度が、農民から労働力と土地を奪ったため、不作時には深刻な食糧危機が住民を襲ったことはよく知られている^(註12)。コーヒー栽培より労働負担が一層重かったインディゴと砂糖きびの栽培が導入されたバグレン州でも、食糧不足を補うために、各地で焼畑の拡大が見られた^(註13)。

焼畑に関する情報は断片的であるが、以上に示した事例と関連して差し当たり次の点だけは確認しておく必要がある。すなわち、強制裁培制度期のジャワ農民には焼畑の慣行や技術がかなり一般的に存在した、という事実である。放棄されたコー

ヒー園に出現した焼畑であれ、食糧確保のために開かれた焼畑であれ、焼畑が出現したこと自体、当時の農民に焼畑の経験が定着していたことの明確な証拠である。そうでなければ、未経験の農民が突如焼畑を始めるとは考えにくい。これは、1867年に行なわれた「未墾地調査」の際に、焼畑に関する慣習法が各地で確認されたことから明らかである^(註14)。

ところで一体、強制裁培制度期中・東部ジャワの焼畑は拡大したのだろうか、それとも縮小したのだろうか。これを直接に検証する資料も統計もないが、この点に関する筆者の見解を述べておこう。まず強制裁培制度期を、前・中期（この制度が導入された1830年代から最盛期に達した50年代中葉まで）と末期（50年代中葉から廃止まで）の2期に分けて考えてみよう。前・中期における焼畑についての資料はないが、強制裁培制度の導入とともに森林や荒蕪地がこの制度を遂行するため大規模に伐開され焼畑適地が狭められたので、全体としてはこの時期に焼畑が縮小したと考える方が妥当であろう。ただし、局部的に見れば、前に述べたように、強制裁培制度のために土地と労働力を奪われたため食糧不足が生じ、それを補うために焼畑を拡大したケースもあった。末期における事情はやや複雑である。すでに述べたマディウン州のように、コーヒーの栽培跡地が焼畑に転用された事例は強制裁培制度末期にはかなり広範に見られたと思われる。ただし、かかる事例を全て焼畑の拡大を示す証拠と考えてよいかどうかは微妙な問題である。なぜなら、そのような地域では強制裁培制度の導入以前に焼畑が行なわれていた可能性があるからである。詳しい内容については将来の課題とし、ここでは暫定的に、強制裁培制度末期にはコーヒー（恐らくシナモンなどの樹木性作物の場合

も栽培が導入された地域では焼畑が一時的に拡大した、と考えておく。ここで「一時的」とことわったのは、次節で述べるように、1870年代に入ると焼畑に対する政庁の規制が格段に強化され、焼畑は衰退を余儀なくされるからである。

(注1) Zwart, “De Boschoppervlakte……,” 377~392ページ。

(注2) “Uittreksel van een Beschrijving van Java,” *Tijdschrift voor Nederlandsch-Indie*, 第2号, 1842年, 201~220ページ。

(注3) Vitalis, L. van, “The System of Forced Cultivation in Java,” L. M. Penders編, *Indonesia: Selected Documents on Colonialism and Nationalism*, タイーンズランド, University of Queensland Press, 1977年, 25ページ。

(注4) Veth, 前掲書, 545~546ページ。

(注5) Onghokham, “The Residency of Madiun: Priyai and Peasant in the Nineteenth Century,” 博士論文, Yale University, 1975年, 183ページ。

(注6) “Roofbouw en Boschvernieling,” *T. B.*, 第10巻, 1895年, 89~92ページ。

(注7) Onghokham, 前掲論文, 182ページ。

(注8) Cordes, 前掲論文, 936ページ。

(注9) “Roofbouw……,” 87~89ページ。

(注10) “Regeeringsonderzoek naar de Rechten op Onontgonnen Grond,” *Adatrechtbundels*, 第14巻, 1917年, 154ページ。

(注11) Deventer, 前掲書, 第3巻, 298ページ。

(注12) 同上書 70~76ページ。

(注13) Zwart, “De Boschoppervlakte……,” 379ページ。

(注14) “Regeeringsonderzoek……,” 40~41, 52, 179ページ。

IV 強制栽培制度以降の焼畑

焼畑に転用されたコーヒー園を含めて、強制栽培制度期に造設された農園はその後どうなったのだろうか。1880年代に、ジャワの森林破壊と灌漑

用河川水の減少との関係を調査したコルデス(J. W. H. Cordes)は、当時の様子を次のように報告している。すなわち、強制栽培制度が廃止されたあともコーヒーやキニーネ園で引き続きこれらの作物が栽培された場合もあった。一方、絶え間なく増加する人口圧力に対応して、放棄された農園が、陸稲、トウモロコシ、タバコなどの栽培に利用された場合もあった。後者の場合、土地は一時的使用のために開墾され、しばらく後に放棄されることが多かった。こうして人々は次々と新たな森林や荒蕪地を求めていった^(注1)。コルデスはこの部分では焼畑という言葉を使っていないが、前後の文脈および、一時的使用の後に放棄してしまう、という表現から、かかる耕作が焼畑であることは明らかである。この報告から判断すると、人口増加によって生じた土地不足を解消するために、移動しつつ焼畑を行っていた人々がいたようである。当時は1874年の「開墾条例」によって、一時的使用のための開墾は認められなかったもので、こうした開墾は恐らく非合法に行なわれたものであろう。

上記の報告は強制栽培制度期の農園とは直接関係ない焼畑についても触れている。たとえば、1880年頃のスンピン山とシンドロ山との鞍部、ムルバブ(Merbabu)山北斜面のサラティガ(Salatiga)付近では、毎年7月から10月にかけての乾季には、夕方になると遠くから山を焼く火が見えた。さらに、当時はすでに焼畑は行なわれていなかったが、焼畑のために農業ができない荒地と化した場所も多数見られた。最後の事例は、古くから繰り返されてきた焼畑の周期がしだいに短くなり、森林が荒地と化してしまった様子を示唆している。いずれにせよ、1880年代には森林の荒廃がジャワ各地に広がっていたようである。コルデスの報告

によれば、当時、森林の荒廃のために河川水量が減少したり不安定になるなどの弊害が顕在化しつつあり、彼はそのことが灌漑用水の確保を困難にさせることに危惧の念を表明している^(注2)。森林荒廃の原因を全て焼畑に帰着させることは若干問題であるが、その責任の一部が焼畑にあることも、本稿のこれまでの記述から否定できない事実であろう。

フェト (P. J. Veth) の『ジャワ』第3巻 (1903年) は、当時までに焼畑の存在が確認できた地域、焼畑の結果アラン・アランまたはグラガの草地となった地域を多数挙げています。これらの地域を見ると、中・東部ジャワの山地および丘陵部では、当時あるいはそれ以前にほとんどの地域で焼畑が行われていたことが分かる。ここでは、彼の記述のなかから2例だけ取り挙げ、若干補足説明をしておこう。

一つは、ジョクジャカルタ (Jogjakarta) 東方のグヌン・キドゥル (Gunung Kidul) 台地である。この台地は、18世紀中はマタラム (Mataram) 王家の狩猟場であった。そして、少なくとも台地中央部は、かつて深い森に覆われていた。しかし、19世紀末には、海岸線に沿った細長い森林帯を除くと、この森林はほとんど消滅していた。フェトによれば、森林の消滅はそのほとんどが焼畑 (彼の表現では略奪農業) とコーヒー栽培によって生じたようである^(注3)。19世紀末から20世紀初頭にかけて、この地域には急激な人口流入が起これ、焼畑から短期休閑作への転換が行われた。こうした森林の消滅は土地の保水能力を著しく減退させ、よく知られているように、この地域は今日ではインドネシアでも有数の激烈旱魃地域となっている^(注4)。

二つは、クドゥス (Kudus) の北に連なる山地で

ある。この山地もかつては深い森に覆われていたが、19世紀の後半には急速に森林が消えてしまった。山地の一部では住民が、アラン・アランの葉を屋根ふき材として売却したり、これを家畜の飼料に用いるために毎年火入れを行なって意図的にこの草地の状態を維持していた。他方、火入れ後の1年間だけ陸稲とトウモロコシを栽培し、次の2年間を休閑にしておく農業のため、森林が次々に消えていった。1880年代にはグリス (Gelis) 川上流部の森林はその大部分が草地化し、土砂の流出が激しくなったために下流地域がしばしば洪水に見舞われるようになった^(注5)。ここで、1年耕作し2年間休閑しておく農業が、短期の焼畑であったのか、火入れの後で抜根をとまなう短期休閑作であったのかは分からない。しかし、後者の場合でも、少し時代を遡れば焼畑であった可能性が大きい。焼畑から休閑作への変化という問題を含めて、強制栽培制度以後の焼畑事情を、別の角度から見てみよう。

周知のごとく、政庁は20世紀初頭に住民の福祉に関する総合的調査、すなわち「福祉減退調査」を行なった。この調査報告書は若干ではあるが中・東部ジャワの焼畑にも触れている。たとえば、中部ジャワのクドゥ (Kedu) 州の調査を担当したオランダ人の報告 (1904年12月4日付) は、同州ウォノソボ (Wonosobo) の焼畑について次のように報告している。住民の話では、当時の大人のほとんどは若い頃に焼畑を行なった経験をもっていた。その頃農民は5～6年周期で森林を焼き、耕耘を行なうことなく、トウモロコシその他の作物の種を蒔いた。それでも収穫量は結構多かったようである。ある時政庁は焼畑の中止、鋤の使用、傾斜地の耕地をテラス状にすることを命じた。しかし農民はなかなか鋤を使いたがらなかった^(注6)。

上の記述には年代が全く付されていないが、およその時期を特定することはできる。まず1904年当時の大人が若かった頃とは、30年から35年前であったと仮定すると、1860年代末から1870年代中ごろまでの時期であると見なして大過ないであろう。そして、政庁によって焼畑が中止させられ、斜面の畑をテラス状に仕立てることを義務づけられたのは、「開墾条例」が導入された1874年であると考えて間違いない。以上のことから、「開墾条例」以前のウォノソボ地方ではほとんどの住民が焼畑を行っていたが、この条例以後焼畑は急速に衰退した、と解釈できる。「開墾条例」の建前は、焼畑を行なう前に政庁から許可を得ることを義務づけているだけで焼畑そのものを禁止したわけではない。しかし、上の事例に見られるように、これは事実上焼畑禁止令にほかならなかったのである。

ところで、畑をテラス状にし、鋤で入念に耕せば（より集約的農業を行なえば）収穫の増加と安定が得られるかもしれないのに、農民はなぜそれらを実行しなかったのだろうか。この背景には、そのような集約化をしなくても焼畑から結構良い収穫が得られた、という過去の経験のほか、租税負担の問題が関係していたようである。1878年にクドゥ州に着任した州長官（resident）は、新たな開墾地だけでなく既存の常畑でも、傾斜地にある全ての耕地をテラス状に整地するよう住民に強く要請した。しかしその一方で彼は、もし整地することによって地租が高くなる（あるいは課税される）ならば農民はその耕地を政庁に返上してしまうかもしれない、と述べている^(注7)。

ウォノソボの住民の話とクドゥ州の州長官の記録とを合わせて考えると、当時の焼畑が置かれていた状況がよく分かる。つまり、農民は、農業の

集約化によって高い地租を払うよりも、生産高は少ないかもしれないが地租から逃れていた焼畑や、地租の課税額が低い未整備の耕地を維持したほうが有利であると考えていたのである。一方政庁の側では、森林や土壌の保護、租税の徴収などの面から、焼畑を一層集約的農業へ転換させようとしていた。また、資料には全く触れられていないが、1870年代以降ジャワは急速な人口増加に直面しつつあり、農民はこれに対して、農業の集約化ではなく耕地の拡大によって対応しようとしていた。この場合耕地の拡大は、前に引用したコルデスの報告にもあるように、しばしば焼畑を含む粗放的農業によってなされた。政庁が集約農業を強制していた背景には、19世紀末の中・東部ジャワで展開していた耕地の無秩序な拡大が土地の荒廃をもたらすのではないかと、という危惧が強く働いていたと思われる。ただし、森林の荒廃による灌漑用水の減少を危惧する背景には、住民農業の保護だけでなく、ヨーロッパ人の農園にたいする水の安定供給という要請もあったと考えられる。

さて、「福祉減退調査」は20世紀初頭における焼畑事情をも記録しているので、以下に中部ジャワの西部から東に向けて順に説明していこう。まず、パニユマス（Banyumas）州では一般に、毎年使用しない畑はプガガン（pegagan、すなわち焼畑地もしくは焼畑耕作）あるいはフマ（huma）と呼ばれ、常畑であるトゥガランと区別されていた。同州のチラチャップ（Cilacap）地方ではプガガンあるいはフマとは3年から4年に1度耕作され、肥料を用いない農業を指した。ただし、20世紀初頭のパニユマス州における焼畑は、「毎年耕作されないトゥガラン」と表現されていたことから分かるように、短期休閑耕作からさらに常畑耕作への移行過程にあったようである^(注8)。

クドゥ州では、すでに触れたウォノソボ地方の、トゥマングン (Temanggung), プルウォレジョ (Purworejo), クブメン (Kebumen) の山地で、通常の焼畑とともに「トゥガル・ブガガン」(tegal pegagan)——文字どおりの意味は「焼畑的常畑耕作」——が行なわれていた。この方法では施肥をしないで2回ほど収穫した後、その土地は3～4年間休閑地とされた(注9)。3～4年間も放置すれば、その土地には若木や草が繁茂するので、再び耕作するときには火入れが必要になるであろう。しかし、焼畑的常畑という表現自体、バニユマスの「毎年耕作されないトゥガララン」と同様に、中部ジャワのこの地域で焼畑の常畑化が進行していたことを示している。これは当然に農民の定着化をも意味している。

中部ジャワの北海岸に位置するプカロンガン (Pekalongan) 州では、プカロンガン、ブレベス (Brebès), バタン (Batang) 地方の山地部で、20世紀初頭においてもかなり本格的な焼畑が行なわれていた。これらの山地(とりわけブレベス南方のバンタルカウ [Bantarkawung] 地方)では1回か2回の耕作の後、その土地は10～12年間も放置された。かかる長期的周期の焼畑の場合、広い面積の土地を使用することになり、農民の一部は移動していたのではないと思われる(注10)。同じく北海岸に位置するスマラン (Semarang) 州ではパティ (Pati), ケンダル (Kendal), サラティガで焼畑が確認された。これら地域のうち、サラティガの焼畑は、2～3年周期で耕作される「pegagan あるいは tegal-let (周期的常畑)」と表現されており、これは焼畑から常畑への移行過程にある短期休閑作に近い形態であったと考えられる。この場合、農民は定着していたとみなして差しつかえない。スマラン州の東隣りにあるレンバン (Rembang)

州では2年耕作、3年休耕という短期休閑作は存在したが、焼畑は確認されなかった(注11)。

マディウン州とクディリ州の19世紀末における焼畑についてはすでに触れたが、これら地域の20世紀初頭における状況はかなり変わっていた。特にマディウン州のポノロゴ地方は、強制裁培制度の末期から大規模な焼畑が展開した地域であったが、20世紀初頭にはわずか4カ村で焼畑(ブガガン)が確認されたにすぎない(注12)。しかも、このブガガンでさえ焼畑というよりは常畑(トゥガララン)の一形態と見なされるようになっていた(注13)。クディリ州の森林は20世紀初頭にはほとんど消滅しており、わずかにベルベック (Berbek) 地方だけに焼畑が残存していた。この地方の焼畑は3年から4年周期で行なわれていたので、毎年1^ハの土地を使用する1家族当り3～4^ハの土地が必要であった(注14)。ブリタル (Blitar) 地方では、以前には活発であった焼畑は、政庁の圧迫のため20世紀初頭にはほとんど見られなくなっていた(注15)。

スラバヤ州に関しては、「福祉減退調査」の時点では焼畑は確認されていない。パスルアン州、マラン (Malang) 地方のシングル (Sengguruh) 地区では、以前にはかなり活発に焼畑が行なわれていた。しかし、「開墾条例」の導入以後、政庁は開墾の申請に対して、開墾者が真剣にその村に定着することを証明しない限り開墾の許可を与えなかった。そのため、20世紀初頭にはシングル地区でも焼畑はほとんど行なわれなくなった(注16)。

以上の説明からも明らかのように、20世紀初頭の中・東部ジャワにおいても焼畑耕作は行なわれていた。しかし、その焼畑は1860年代と比べれば「生き残り」的存在であったと言えよう。焼畑の衰退は、焼畑地域の減少だけでなく、内容の変化にも現われた。本来は文字どおり焼畑を意味した

プガガンという言葉が、常畑あるいは畑を意味するトゥガランと同義語的に使われていたことは、かかる変化を象徴的に示している。焼畑が衰退した背景に人口増加があったことは言うまでもないが、「開墾条例」以降、政庁による焼畑抑制政策が重要な影響を与えていたことも見逃せない。次節では焼畑の実際を稲作に焦点をあてて説明しておこう。

(注1) Cordes, 前掲論文, 933~934ページ。

(注2) 同上論文 938~939ページ。

(注3) Veth, 前掲書, 478, 508ページ。

(注4) 高谷 前掲書 168~170ページ。

(注5) Veth, 前掲書, 468ページ。

(注6) Welvaartcommissie [福祉委員会] 編, *Onderzoek naar de Mindere Welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera Va: Overzicht van de Uitkomsten der Gewestelijke Onderzoek naar den Landbouw en daaruit gemaakte Gevolgtrekkingen*, 第1巻 (本論), バタビア, H. M. van Dorp, 1908年, 229ページ。

(注7) 同上書 230ページ。

(注8) “Gegevens uit Verslagen der Welvaartcommissie (1905~1908),” *Adatrechtbundels*, 第2巻, 1911年, 106ページ。

(注9) 同上論文 105ページ。

(注10) 同上。

(注11) 同上。

(注12) “Gegevens uit Verslagen der Welvaartcommissie (1905~1909),” *Adatrechtbundels*, 第19巻, 1921年, 96ページ。

(注13) “Gegevens uit Verslagen der Welvaartcommissie (1905~1908),” 107ページ。

(注14) “Gegevens uit Verslagen der Welvaartcommissie (1905~1909),” 113ページ。

(注15) Welvaartcommissie 編, *Onderzoek naar de Mindere Welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera, IX: Samentrekking van de Afdelingsverslagen over de Uitkomsten der Onderzoekingen naar de Economie van Desa in de Residentie, Kedoe*, ウェルテフレデン, F. B. Smith, 1908年, 21ページ。

(注16) Welvaartcommissie 編, *Onderzoek naar de Mindere Welvaart der Inlandsche Bevolking op Java en Madoera, IX: Samentrekking van de Afdelingsverslag over de Uitkomsten der Onderzoek naar de Economie van Desa in de Residentie Pasoeroean*, ウェルテフレデン, F. B. Smith, 1908年, 23ページ。なお, パスルアン州とプロボリンゴ (Probolinggo) 州にまたがるテンゲル (Tenger) 山地にはテンゲル人と呼ばれる山地民がおり, 彼らは “orang burung” (鳥のように移動する人) とも呼ばれたことから分かるように焼畑民であった。しかし, 彼らについて本稿ではあつかわない。

V 焼畑稲作の方法

中・東部ジャワにおいても焼畑が存在したことを確認できても, その焼畑がいかなる方法で行なわれたかを知ることは非常に困難である。というのも, 政庁は中・東部ジャワの焼畑にはほとんど無関心であったからである。以下の記述は, 主として19世紀後半から20世紀初頭にかけての記録をもとに再構成した, 陸稲の焼畑耕作である。

まず, 雨季(西モンスーン)が終わり乾季(東モンスーン)が始まる5月頃, 村の人々は, 土地の割当, 相互協力, 供物を捧げる儀式 (sedakah bumi) について話し合う。もしこの話し合いで土地の割当を得られない場合, 人々は他村に行き, 現金か現物で許可料 (penglonja。本来の意味は「侵入者の支払) を払ったうえで焼畑用地を確保する。このような場合, 土地の使用期間は通常1収穫年であった。これらの諸手続きを行なう時期を「協議の時期」(mongso perembugan) という。第2の時期は準備期間 (mongso kasada) で, 必要な種籾を用意し, 農具の手入れをする^(注1)。

第3の時期 (mongso kasa) には, 焼畑地点に至る小径 (utas dalan) を作る。この作業は各人 (家

族) ごとに行なわれる。第4の時期はカロ (karo) と呼ばれ、樹木の伐採が開始される。伐り倒された木や刈り取られた草は積み上げられて乾燥される。焼畑のための伐開はババット (babad) と呼ばれ、ジャワにおける「年代記」を表わす言葉と同じである(注2)。伐開作業は非常に厳しい労働であったため、この時期の開始は「戦争の宣言」(prangé dadi)あるいは「戦争に突入する」と表現された。第5の時期(8月頃)は、乾燥された木や草を焼く月 (mongso obong) である。この時期になると山の斜面から燃え上る火で空が赤く染められた。火入れの後、小さな木の根は取り除かれるが、大木の根は抜根されることなく放置された(注3)。

第6の時期は、火入れの終わった土地をならし、獣害を防ぐために耕地の周囲に柵をめぐる。こうして、10月頃に始まる雨季を待つことになる。第7の時期は、雨季の開始とともに行なわれる播種の時期である。まず、掘棒 (ponja) で、深さ2.5~5センチほどの穴を15センチ間隔で開け、その穴に種籾 (mendem soca。文字どおりの意味は「隠された宝石」)を入れていく。播種は、豊穰を願う農民にとってきわめて重要な作業であり、祈りを込めて行なわれる。まず、スゲ科の草であるカルムス (kalmus) とグラガの茎を、経験豊かな老人が土にさすことから作業が開始される。そして、豊穰を願う次のような祈りの言葉が唱えられる。

「天空の主よ、大地の母よ。私は、あなたがたの助力によって、種が金のごとく黄金色に輝き、葉はカルムスのごとく緑に、茎はロープのごとく、実は宝石のごとく美しく、そしてグラガの花のごとく豊穰になることを、あなたがたに託します」(注4)。

上記の祈りを唱えた後、当の老人は息を止め、目をつぶって最初の儀礼的な播種を行なった。

1870年代初めにジャワの伝統稲作を研究したヘ

ルプケ (Sollewijn Gelpke) によれば、当時、播種にまつわる儀礼や方法は、焼畑、常畑、水田全てに共通であったという。さらに、時期は異なるものの、供物を捧げること、儀礼的会食を行なうこと、作業の開始にあたって述べる言葉などは、常畑の場合と水田の場合とではほとんど同じであった(注5)。儀礼的側面に見られる上記のごとき共通性は、これら三つの稲作形態が全く別系統の稲作文化に属するのではなく、むしろ同じ系統のなかで連続性をもっていたことを示唆している。筆者は、水田耕作の儀礼は、起源的には焼畑に由来しているのではないかと推測する。しかしこの問題の詳しい内容については、伝統稲作全般にわたる研究を要するので、将来の課題としたい(注6)。

最初の儀礼的な播種が終わると全耕地に種が蒔かれた。肥沃な土地の場合、一つの穴に3~4粒の種籾が入れられるが、あまり肥沃でない土地の場合、4~6粒が入れられた。ただし急斜面の焼畑では、雨で種が流される危険性もあるので、穴は普通より深く掘られ、蒔かれる種籾の数も多かった(注7)。播種の仕方は地域によって多少異なるが、中・東部ジャワでは一般に、まず男性が掘棒で穴を開け、その後続いて女性または子供が種籾を穴に放り込んでいった。種籾の入った穴は足で土をかけて塞がれるか、手鋤 (中部ジャワでは“pancong”、東部ジャワでは“wangkil”と呼ばれる)で土をかけられた(注8)。なお、本稿第Ⅲ節で触れたように、焼畑ではカッサバやトウモロコシ、豆類も栽培されたが、稲の株と株の間にこれらの作物が植えられたことは十分考えられる。ビー (H. C. H. de Bie) の記述は西ジャワの状況を対象としている可能性があるため断定はできないが、彼によれば、ジャワの焼畑では稲の間にトウモロコシ、ゴマの種を蒔き、耕地の周辺または中央部で

ヒマワリが栽培された^(注9)。トウモロコシやカッサバが新大陸からもたらされる以前には、粟や稗などの雑穀やタロイモなどの根菜類も栽培されていたと思われるが^(注10)、19世紀の記録にこれらの作物を見出すことはできない。

播種が終わると農作業は一段落し、あとは収穫を待つばかりとなる。ただし、雑草の繁殖が激しく、作物の成長を著しく妨げる場合には除草を行なうこともある^(注11)。さらに、鳥や獣(猿や猪など)の害が予想される所では、作物を守るために見張小屋を建てることもある。耕地全体の上に、かかしや音の出る物を付けた綱を張りめぐらし、小屋の中から綱を引くと、音が出たり動きが生ずる仕掛になっていた^(注12)。この方法は水田の場合も同じであった^(注13)。もし家族全員が移動する必要があった場合、簡単な仮小屋ではなく、家族全員が居住できる家を耕地の真中に建てた。この家が見張小屋を兼ねたことは言うまでもない^(注14)。

見張小屋の設営や除草は必ずしも行なわれたわけではないので、これらの作業を除くと、いよいよ収穫の時期(mongso motong gulu。文字どおりの意味は「首を刈る」)に入る^(注15)。西ジャワでは、収穫の前に吉凶の日を計算し、稲の神(Tresna Watiと Dewi Sri) および作物を支配する全ての神に供物を捧げる儀式が行なわれたようであるが^(注16)、中・東部ジャワでも同様であったか否かは分からない。収穫は家族だけで行なわれることが多かったが、近隣の農民を雇う場合もあった。後者の場合、以前に伐開、播種、除草などの作業を助けたか否かによって収穫労働の報酬は異なった。たとえば1850年頃のジャワでは、以前に何も手伝わなかった場合、この報酬は収穫物の4分の1であり、手伝った場合には3分の1であった^(注17)。もっとも、この配分率は労働力の調達可能性によ

て大きく異なるものと考えられるので、これらの数値は一事例として挙げておくに留める。家族や雇われた人々によって収穫された稲は束ねられ、家に運ばれた^(注18)。

播種の時期はどの焼畑でも雨季が始まる10月頃であったが、収穫の時期は使用される稲の種類によって異なった。成育期間によって分類すれば、長期種(padi dalem)が5～6カ月、中期種(padi tengah)が4～5カ月、短期種(padi genjah)は3.5～4カ月ほどであった。さらに、通常の粳米と糯(ketan)との種別があり、それぞれに上記の成育期間をもつ3種があった^(注19)。これらの分類の他に「山地稲」と「低地稲」との区別があったことはすでに述べたとおりである。しかし、この区別は生物学的にはそれほど重要ではないようである^(注20)。本稿の第I節で、焼畑における単位面積当りの収穫量を示しておいたが、これはオランダ人が調査したために用いられた生産性の表現である。農民は通常、種籾対収量の比率でこれを示す。1860年代の平均的数値によれば、5束(gedeng)の種籾(約38規)^(注21)を使用する耕地の広さを1畝(kotak)と呼び、種籾と収量との比率は1:50ほどであった^(注22)。

最後に、土地利用の周期について触れておきたい。中・東部ジャワにおける焼畑の周期について一般的に述べることは困難である。これまで幾つかの事例で示してきたように、毎年草を焼いていた非常に短期の事例から10年という長期の事例までさまざまであった。ただし、19世紀末から20世紀初頭にかけての時期には、3年から4年周期の焼畑が多かったようである。この周期は、地味の回復を自然にまかせる焼畑としては短かすぎる。かかる短期的周期の焼畑は、中・東部ジャワにおける人口増加や政庁による抑圧によって衰退

した焼畑の姿であると考えるべきであろう。

(注1) 焼畑稲作の作業手順に関する本節の記述は、特にことわらない限り、Verwijk, 前掲論文, 191~194 ページに基づいている。

(注2) Parvé, Stein H. A., "Bijdrage tot de Kennis van de Rijstkultuur op het Eiland Java," *B. K. I.*, 第5巻, 1856年, 422~425 ページ。

(注3) 同上論文 425ページ/Henny, G. T. H., "Beschrijving van Rijstkultuur (op Java)," *B. K. I.*, 第8巻, 1862年, 49ページ。

(注4) Gelpke, Sollewijn, "De Rijstkultuur op Java," *B. K. I.*, 第21巻, 1874年, 156~157 ページ。

(注5) 同上。

(注6) この問題について筆者は、大木 前掲論文で述べているので参照されたい。また、筆者は水田稲作に関する別稿においてこの問題をさらに詳しく論ずる予定である。

(注7) Parvé, 前掲論文, 425ページ。

(注8) Gelpke, 前掲論文, 157ページ。

(注9) Bie, H. C. H. de, *De Landbouw der Inlandsche Bevolking op Java*, 第1巻, バタビア, G. Kolff, 1901年, 86~87ページ。

(注10) この問題については、Lekkerkerker, C., "De Ontwikkelings Stadia van den Inlandsche Landbouw in verband met de Plantaardige Voeding in den Indischen Archipelago," *Koloniaal Tijdschrift*, 第15巻, 1917年, 592~628 ページを参照。

(注11) Henny, 前掲論文, 49 ページ/Verwijk, 前掲論文, 193ページ。

(注12) Bie, 前掲書, 89ページ。

(注13) Parvé, 前掲論文, 411ページ。

(注14) 同上論文 426ページ。

(注15) Verwijk, 前掲論文, 193ページ。

(注16) Bie, 前掲書, 88ページ。

(注17) Parvé, 前掲論文, 426ページ。

(注18) Verwijk, 前掲論文, 194ページ。

(注19) Bie, 前掲書, 89ページ。

(注20) *Encyclopaedie van Nederladsch-Indië*, 第3巻, ハーグ, Martinus Nijhoff, 1919年, 650ページ。

(注21) 1束当りの重さは地域によって異なったが、ここでは標準的な数値(1 gedeng=1/10 pikul=

6.17觔)を使用した。

(注22) Parvé, 前掲論文, 426ページ。

結 語

本稿で検討したように、1870年代初めまでの中・東部ジャワにおいて焼畑は基本的な農業形態の一部を構成し、広範に行なわれていた。そして、焼畑技術は農民の間で基本的な農業技術に組み込まれていた。これは、強制栽培制度の末期から、多くの農民が、放棄されたコーヒー園などで焼畑を始めたり、食糧不足になると焼畑を開いたりした事実から確認できる。乾季が厳しい中・東部ジャワは歴史的にも^(注1)現在においても水田より畑作が卓越している地域であることを考えると^(注2)、かつて焼畑が存在していたことはむしろ当然かもしれない。

中・東部ジャワにおける焼畑は1870年代後半以降急速に衰退したが、これには、人口増加に起因する土地不足だけでなく、植民地政庁による焼畑抑制政策も重要な影響を及ぼしたことを見逃してはならない。中・東部ジャワの焼畑が急速に衰退する直接的な契機となったのは、1874年の「開墾条例」であった。当時政庁は、ヨーロッパ人農園企業のために土地と水を安定的に確保し、かつ森林資源の利益を確保するために、さまざまな土地法や森林保護政策を導入していた。これらの土地利用に対する制限は、焼畑そのものを禁止すると同時に、焼畑適地をも農民から奪っていったのである。政庁が焼畑に偏見をもちこれを敵視したのは、焼畑の生産性が低く、耕作方法が自然破壊的であったからだけでなく、焼畑が租税を逃れやすく、政庁の政策と利害が衝突していたからでもあった。本稿の事例と、今日の東南アジアの焼畑と

は異なる条件下にあるが、焼畑に対する偏見、特に為政者のそれ、はあまり変わっていないように思える^(注3)。スペンサーも言うように、焼畑の将来を考える場合、焼畑民自身が抱える経済問題を十分に配慮する必要がある。

最後に、本稿と関連して将来の課題を二つだけ示しておこう。一つは、ジャワにおいて焼畑、長・短期休閑地、常畑、水田での稲作が、儀礼や農業技術の面でいかなる共通点(連続性)と相違点を有していたか、という問題である。本稿ではヒントになりうる若干の共通性は確認できたが、なお詳しい検討が必要であろう。二つは、政庁による土地利用の全体的コントロールと、それが住民農業へ与えた影響である。1870年代に始まった土地のコントロールによって政庁は1935年までに、ジャワ・マドゥラの総面積の40%強を、保護林、チーク林、未使用の国有地、永借地などの名目でその利用から住民を排除した^(注4)。ジャワに

における農業の集約化や農民の貧困化は、単純な土地／人口比の問題としてだけではなく、かかる背景をも考慮して検討されるべきであろう。実際にはこの過程での農民と植民地権力との間で種々の対立があったであろうし、農業だけをとっても、栽培する作物の種類、土地利用の方法などに変化が生じたと思われる。筆者は、この詳しい過程を検討することがジャワの農業史を理解するうえで重要な課題であると考えている。

(注1) この統計的分析については、加納啓良「ジャワ農民農業の地域的差異とその変容——二つの収穫面積統計の比較検討——」(『東洋文化研究所紀要』第96冊 1984年12月)57～60ページを参照。

(注2) 高谷 前掲書 166～167ページ。

(注3) Dove, 前掲論文, 2～3ページ。

(注4) Lekkerkerker, C., *Land en Volk van Java*, フローニンゲン, J. B. Wolters, 1938年, 147～148ページ。

(インドネシア社会経済史専攻)